

# 令和7年度 軽自動車税（種別割）のお知らせ

課税課 ☎ 65-1224

令和7年度の軽自動車税（種別割）税率（年額）は次のとおりです。

## 1 13年経過した車は税率が上がります！

## 2 グリーン化特例（軽課）とは？

車種区分	税率			税率（令和7年度のみ）			
	新車新規登録時期			新車新規登録時期（R6.4～R7.3）			
	① H24.3 以前 （※1）	② H27.3 以前 （①を除く）	③ H27.4 以降	電気、天然 ガス自動車 （※2）	ガソリン、ハイブリッド車（※3）		
軽自動車					電気、天然 ガス自動車 （※2）	R12年度燃費 基準 90% 達成	R12年度燃費 基準 70% 達成
				R2年度燃費基準達成			
三輪（排気量 660cc 以下）	4,600 円	3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円 （乗用営業車のみ）	3,000 円 （乗用営業車のみ）	
四輪以上 （660cc 以下）	乗用	営業用	8,200 円	5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円
		自家用	12,900 円	7,200 円	10,800 円	2,700 円	
	貨物	営業用	4,500 円	3,000 円	3,800 円	1,000 円	対象外
		自家用	6,000 円	4,000 円	5,000 円	1,300 円	

※1 電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車の税率は②または③です。

※2 H21年排出ガス規制からNOx10%以上低減またはH30年排出ガス規制適合車に限ります。

※3 H17年排出ガス基準75%低減達成車またはH30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

## 1 13年経過した車は税率が上がります！

毎年4月1日現在で新車新規登録（初度検査年月）から13年を経過した軽自動車は、前年度よりも税率が高くなります。

令和7年度に対象となる軽自動車は、初度検査年月が平成24年3月以前の車両です。

新車登録した月を、車検証で確認しておきましょう！



## 2 グリーン化特例（軽課）とは？

グリーン化特例は、二酸化炭素などの有害物質の排出を抑えた、燃費の良い車を減税する制度です。減税率は燃費基準によって変わります。

ただし、長期間減税を受けられるわけではありません。グリーン化特例により軽自動車税（種別割）が減税されるのは、新車登録の翌年度の支払いのみです。令和6年度に軽減を受けていた車両は、令和7年度に本来の税率（表の③）に戻ります。

また、あくまでも「新車登録してからの支払い」になるため、グリーン化特例は中古車の場合、ほとんど適用されません。



## ▼原動機付自転車や二輪車などを所有している人はこちら

車種区分	税率（年額）	
原動機付自転車	排気量 50cc 以下（ミニカーを除く）	2,000 円
	排気量 50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	排気量 90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	特定小型原動機付自転車（排気量 0.6kw 以下）	2,000 円
	ミニカー（排気量 50cc 以下）	3,700 円
二輪の軽自動車	排気量 125cc 超 250cc 以下 （ボートトレーラーなどの被けん引車を含む）	3,600 円
二輪の小型自動車	排気量 250cc 超	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他（フォークリフトなど）	5,900 円

5月初旬ごろに送付する納税通知書で、改めて税額をご確認ください。

